

青森県報

号外第十八号

平成十六年
三月十九日
(金曜日)

目次

告 示

海岸保全区域の指定の一部改正……………	(漁港漁場整備課)	一
車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定……………	(道路課)	四
車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定……………	(道路課)	四
解除……………	(同)	四
車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定……………	(同)	五
車両制限令第十条第一項の規定による通行方法の指定……………	(同)	五
都市計画公聴会の開催……………	(都市計画課)	六
教育委員会		
青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則及び大学院修学休業に関する規則の一部を改正する規則……………	(義務教育課)	九
公安委員会		
青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………	(企画課)	九

告 示

示

青森県告示第百八十六号

昭和四十年四月三十日青森県告示第百三十三号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

陸奥湾	奥戸漁	奥戸	指定場所
港			下北郡大間町大字奥戸字浜町通、字奥戸村、字向町地内及び地先
			指定区域
		奥戸村	基点一から基点一までを順次直線で結んだ線、基点一及び補助点八を直線で結んだ線、補助点二から補助点八までを順次直線で結んだ線、補助点二から漁港区域の南側円弧に沿い補助点一に至る線並びに補助点一及び基点一を直線で結んだ線により囲まれた区域
		奥戸村	基点及び補助点の表示
			基点一 下北郡大間町大字奥戸字浜町通 一番北角に設置された表中(基点)から二〇五度一九五メートル 一号表示杭
			基点二 基点一から二七度三四五メートル 二号表示杭
			基点三 基点二から一四度二三八メートル 三号表示杭
			基点四 基点三から三七度五〇メートル 四号表示杭
			基点五 基点四から四八度九八メートル

奥戸村
浜町通

村、字向町、字小奥戸地内及び地先
指定区域

基点一から基点一一までを順次直線で結んだ線、基点一一と補助点七を直線で結んだ線、補助点一から補助点七を順次直線で結んだ線並びに補助点一と基点一を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点及び補助点の表示

- 基点一 北緯四一度二九分二九秒東経一四〇度五四分二六秒の地点に設置された大間町測量基準点Dから一七四度三〇分八六三メートル
- 基点二 基点一から二七度三四五メートル
- 基点三 基点二から一四度二三八メートル
- 基点四 基点三から三七度五〇メートル
- 基点五 基点四から四八度九八メートル
- 基点六 基点五から九〇度一一〇メートル
- 基点七 基点六から二二度九〇メートル
- 基点八 基点七から五九度一〇五メートル
- 基点九 基点八から七度三〇分三七メートル
- 基点一〇 基点九から三〇〇度二三メートル
- 基点一一 基点一〇から二五六度八五メートル
- 補助点一 基点一から三〇七度二二五メートル

向町

指定区域

- 補助点二 基点二から二七四度二四二メートル
- 補助点三 基点三から二九四度二四七メートル
- 補助点四 基点三から二九四度七八メートル
- 補助点五 基点五から三一四度三〇分七〇メートル
- 補助点六 基点六から三〇六度六七メートル
- 補助点七 基点一一から二八四度一五五メートル
- 基点一二と基点一三を直線で結んだ線、基点一三と補助点一一を直線で結んだ線、補助点八から補助点一一を順次直線で結んだ線並びに補助点八と基点一二を直線で結んだ線により囲まれた区域
- 基点及び補助点の表示
- 基点一二 基点九から七度六八メートル
- 基点一三 基点一二から五度一三九メートル
- 補助点八 基点一二から二八一度五五メートル
- 補助点九 基点一三から二五一度三〇分二〇九メートル
- 補助点一〇 基点一三から二八四度三三二メートル
- 補助点一一 基点一三から二八四度一四八メートル

一 解除する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山三七〇の五から 上北郡六ヶ所村大字尾駮字大川目一二〇の二二まで
国道 四五四号	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一一九から 八戸市大字尻内町字直田七〇まで

二 解除する年月日

平成十六年四月一日

青森県告示第百八十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するの
で、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第
二条第一項の規定により公示する。

平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 一〇二号	十和田市稲生町一二の四四から 十和田市稲生町二四の三二二まで
国道 一〇三号	青森市橋本二丁目一の一から 青森市大字八ツ役字矢作七の一まで
国道 三三八号	三沢市四川目一丁目一四五の三九二から 上北郡下田町字苗振谷地二六の六まで
県道 八戸野辺地線	三沢市大町三丁目一〇の二五から 三沢市大町二丁目三の一まで
県道 三沢十和田線	三沢市四川目二丁目一四五の三八一から 三沢市中央町三丁目一〇の一七まで
県道	三沢市大町二丁目一三の二五から

三沢十和田線

十和田市元町東一丁目五の一まで

三沢十和田線

三沢市大町三丁目一の一三二から
上北郡下田町字上久保六三の四三三まで

青森停車場線

青森市本町一丁目一の一から
青森市本町一丁目二の三一まで

青森港線

青森市本町三丁目二の一から
青森市本町二丁目四の九まで

八戸百石線

八戸市長苗代一丁目一六二の七から
上北郡百石町一川目二丁目九九まで

弘前環状線

弘前市大字堅田字神田三八〇の二から
南津軽郡尾上町大字新山字松橋一三一の七まで

十和田三戸線

十和田市元町東一丁目五の一から
十和田市稲生町一〇の三二二まで

戸来十和田線

十和田市大字藤島字上野月一の四から
十和田市穂並町一の一まで

二 指定する年月日
平成十六年三月二十二日

青森県告示第百九十号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第十条第一項の規定により、同令
第三条第一項第三号の規定による指定を受けた道路について、高さが三・八メートル
を超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、平成十六年三月二十
二日から施行するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設
省令第二十八号）第二条第二項の規定により公示する。

平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す
おそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する
施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空
障害物に接触しないよう十分に注意すること。

二 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法・二三メートル以上、縦寸法・二メートル以上又は横寸法・二メートル以上縦寸法・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

三 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、上北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画公聴会規則（昭和四十五年二月青森県規則第九号）第三条第一項の規定により公告する。

平成十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成十六年四月五日 午前十時から

二 開催の場所

上北郡上北町中央南四丁目三二の四八四 上北町役場 三階大会議室

三 案件

上北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、十和田市、上北町及び天間林村の区域内に住所を有する者とする。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出しなければならない。

3 書面の提出期限

平成十六年三月三十一日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一

十和田市建設部都市整備建築課 十和田市西十二番町六の一

上北町企画課 上北郡上北町中央南四丁目三二の四八四

天間林村企画室 上北郡天間林村大字天間館字森ノ上二二一の四

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

上北都市計画道路の変更（青森県決定）

1 都市計画道路に1・3・1号上北天間林線を次のように追加する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考	
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主な経由地		延 長 m	構造 形式	車線 の数	幅 員 m		地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造
自動車 専用道路	1・3・1	上北天間林線	上北町 大字大浦 字大沢	天間林村 大字天間館 字後平	上北町 大字大浦 字南平 字東道ノ上 字外久根 天間林村 大字附田 字附田川目 大字天間館 字寺沢前 字猪ノ鼻	約17,680m		4車線	23.5			
	構造形式の内訳			上北町 大字大浦 字大沢	上北町 大字大浦 字大沢		約 170m	高上式		23.5		下田六戸線 に接続
				上北町 大字大浦 字大沢	上北町 大字大浦 字東道ノ上		約 2,840m	掘割式		23.5		
				上北町 大字大浦 字東道ノ上	上北町 大字大浦 字山ノ外		約 780m	高上式		23.5		
				上北町 大字大浦 字山ノ外	上北町 大字大浦 字山ノ外		約 580m	掘割式		23.5		
				上北町 大字大浦 字山ノ外	上北町 大字大浦 字下モ平		約 1,550m	高上式		23.5		
				上北町 大字大浦 字下モ平	上北町 大字上野 字手長		約 840m	掘割式		23.5		
				上北町 大字上野 字手長	上北町 大字大浦 字中渡		約 980m	高上式		23.5		
				上北町 大字大浦 字中渡	天間林村 大字附田 字附田向		約 1,140m	地表式		23.5		
				天間林村 大字附田 字附田向	天間林村 大字附田 字附田川目		約 1,060m	高上式		23.5		
				天間林村 大字附田 字附田川目	天間林村 大字天間館 字猪ノ鼻		約 3,060m	地表式		23.5		
				天間林村 大字天間館 字猪ノ鼻	天間林村 大字天間館 字卒古沢		約 1,740m	高上式		23.5		
				天間林村 大字天間館 字卒古沢	天間林村 大字天間館 字後平		約 680m	地表式		23.5		
				天間林村 大字天間館 字後平	天間林村 大字天間館 字後平		約 2,260m	高上式		23.5		
なお、上北町大字大浦字南家ノ裏地内に出口1箇所・入口1箇所、 上北町大字上野字大長根に出口1箇所・入口1箇所、 天間林村大字附田字附田向に出口1箇所・入口1箇所、 天間林村大字天間館字後平に出口1箇所・入口1箇所を設ける。												

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用及び将来交通需要を勘案して街路網を検討した結果、本案のように自動車専用道路の追加を行い、より高度な都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課、十和田市建設部都市整備建築課、上北町企画課
天間林村企画室

2 閲覧期間

平成十六年三月十九日から同年四月二日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

七 公聴会に関する問い合わせ等

1 本公聴会は、平成十六年二月二十七日に都市計画公聴会の開催を公告したが、その後、都市計画変更案の内容について変更があったため、あらためて開催するものである。

2 公聴会に関する問い合わせ等は、青森県県土整備部都市計画課（電話 一七

七三四 九六八一）、十和田市建設部都市整備建築課（電話 一七六 一三三 五

一一一内線三六三）、上北町企画課（電話 一七六 五六 三一一内線二二二）、

天間林村企画室（電話 一七六 六八 二一一七内線三一一）にすること。

別記様式

公 述 申 出 書

上北都市計画区域の道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

公述申出人

住所 氏名 年齢 職業

印

意見の要旨及びその理由

教 育 委 員 会

青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則及び大学院修学休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月十九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則及び大学院修学休業に関する規則の一部を改正する規則

(青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則の一部改正)

第一条 青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則(昭和五十四年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二十条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

(大学院修学休業に関する規則の一部改正)

第二条 大学院修学休業に関する規則(平成十三年一月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第二条第一項中「第二十条の五第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月十九日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

青森県公安委員会規則第二号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則(昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「所属」を「所掌」に改め、同号を第十五号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 警務部の総合的な企画、調整及び運用に関すること。

十四 警務部の庶務の調整及び整理に関すること。

第九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号の前に次の一号を加える。

八 生活安全部の総合的な企画、調整及び運用に関すること。

第九条第九号を次のように改める。

九 生活安全部の庶務の調整及び整理に関すること。

第九条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

第十条の四第一号中「けん銃その他の銃砲、刀剣類等」を「けん銃等」に改め、同条第二号中「火薬類」を「銃砲刀剣類及び火薬類」に、「危険物の取締り」を「危険物」に改め、同条第四号中「公害関係事犯」を「廃棄物事犯」に、「環境関係事犯」を「環境事犯」に改め、「(他の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第八号

中「風俗関係事犯の取締り」を「風俗営業等」に改める。

第十一条の二中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 刑事部の総合的な企画、調整及び運用に関すること。

九 刑事部の庶務の調整及び整理に関すること。

第十二条の四中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 機動捜査隊の庶務の整理に関すること。

第十四条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 交通部の総合的な企画、調整及び運用に関すること。

- 六 交通部の庶務の調整及び整理に関すること。
第十五条に次の一号を加える。
- 五 交通規制課の庶務の整理に関すること。
第十五条の三に次の一号を加える。
- 七 運転免許課及び交通機動隊の庶務の調整及び整理に関すること。
第十五条の五中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
- 五 高速道路交通警察隊の庶務の整理に関すること。
第十七条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。
- 三 警備部の総合的な企画、調整及び運用に関すること。
- 四 警備部の庶務の調整及び整理に関すること。
第十七条の四に次の一号を加える。
- 四 機動隊の庶務の整理に関すること。
第十八条第二項に次の一号を加える。
- 三 警察学校の庶務の整理に関すること。
第二十条の二の次に次の一条を加える。
- 第二十条の三 警務部に特務参事官を置き、警視をもつて充てる。
- 2 特務参事官は、上司の命を受け、各部の所掌事務の総合調整に関する事務を整理統括する。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭